

## 第3章 美しく、安全で快適な益子

### 第1節 自然環境の保全

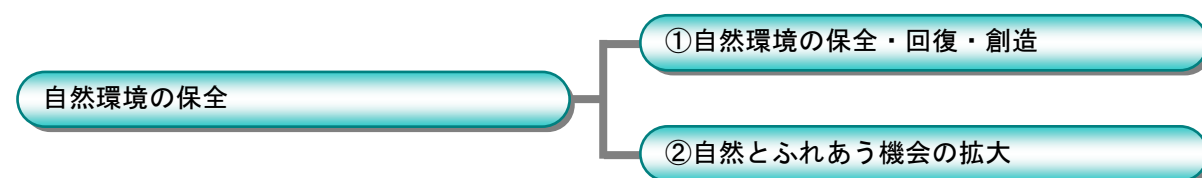
#### ◆ めざすまちのすがた

生態系や水など、自然の循環メカニズムに対する保全措置がとられ、失われた自然が徐々に回復する、人と自然が共生するまちが実現しています。

#### ◆ まちの現状と課題

- ▶ まちには、美しい里山や水辺環境、希少な動植物の生態系等の豊かな自然があります。これらはまちの誇りであり、守り引き継いでいくことが住民の果たすべき責任となっています。
- ▶ まちでは、住民・事業者・行政等が一体となり、里山保全活動や河川の水質浄化活動、環境学習等、自然環境保護のための積極的な取組を実践しており、環境保全に対する意識や関心は徐々に高まりつつあります。
- ▶ 自然が持つ多面的な機能を持続的に保全・活用していくためには、環境に配慮し調和のとれた開発・整備に努めながら、失われた自然を回復し、はぐくんでいく取組が求められます。
- ▶ 今後も、住民・事業者・行政等が連携した活動を継続するとともに、だれもが気軽に参加できる環境学習や、身近な自然とふれあえる機会を提供することで、まち全体の意識を向上し、環境保全に向けた活動の幅を広げていくことが重要です。

#### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①自然環境の保全・回復・創造

- ▶ 国土利用計画や各種規制に基づき、環境に配慮し調和のとれた計画的な土地利用に努めます。
- ▶ 貴重な生態系を維持するため、住民との連携のもと、環境指標種の調査・把握や多様な野生生物の保護・管理に努めるとともに、貴重な生物や在来種の保護、外来種の移入防止等、必要な保全措置を図ります。
- ▶ 生活排水等の浄化を通じ、河川などの水質保全に努めるとともに、水生生物の生息空間の整備・復元をはじめ、美しい水辺環境を守ります。
- ▶ 大気の浄化や水源涵養等、多様な環境保全機能を持つ里山の保全、樹木の育成を図ります。

### ②自然とふれあう機会の拡大

- ▶ 住民が自然を体験できるふれあい活動を推進するとともに、自然観察や自然保護等のイベント等の情報を積極的に発信し、参加者の拡大を図ります。
- ▶ ボランティア団体等との連携のもと、自然環境に関する学習会の開催等、自然に関する学習機会を提供します。
- ▶ 住民や民間団体等が行う自主的な地域の環境保全活動を支援するため、環境保全活動リーダーや自然解説指導者の養成を推進します。
- ▶ 自然学習・自然体験のための場の整備を推進します。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 身近な木々や草花を大切にする。
- ▶ 地域等で行う環境保全活動に積極的に参加する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
環境 Weeks*参加人数	600 人	900 人

※毎年5月から6月にかけて数週間にわたって、町内で活動する多くの環境関係ボランティアや団体などを、それぞれの活動現場で紹介し、広く PR するために実施しています。

## 第2節 地球環境の保全

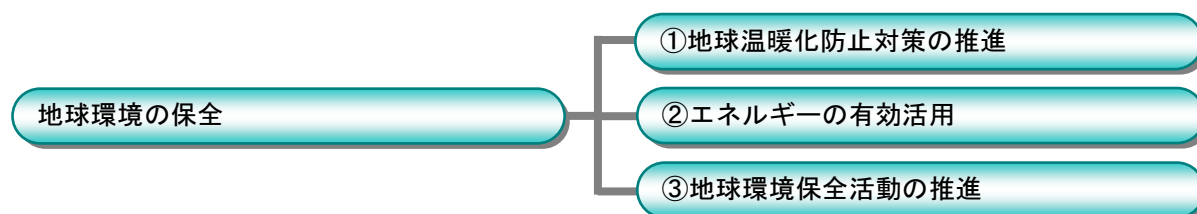
### ◆ めざすまちのすがた

地球環境への負荷の軽減が図られた持続的発展可能な地球にやさしいまちづくりが実現しています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ 地球温暖化の防止対策は、人類が取り組むべき重要な課題であり、環境への負荷をできる限り低減していくため、一人ひとりが率先して二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に向けた行動を起こすことが必要です。また、限りある資源を守るためには、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進が求められています。
- ▶ まちでは、国や県が推進する取組とも協調しながら、住民・事業者・行政等が一体となって、温室効果ガスの排出抑制や省資源・省エネルギーに向けた活動を実施しています。
- ▶ 地球環境の保全のためには、住民一人ひとりが環境問題を身近なものとしてとらえられるよう啓発活動を進めるとともに、家庭や地域、職場等のあらゆる場において地球環境への負荷軽減を図る取組を推進することが大切です。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①地球温暖化防止対策の推進

- ▶ 住民・事業者・行政等の連携のもと、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向けた活動を推進します。
- ▶ 広報、パンフレット、環境家計簿等の配布や、学校教育、社会教育等、あらゆる機会を活用し、地球温暖化に関する啓発を進め、地球環境に負荷の少ない生活スタイルへの転換を促進します。

### ②エネルギーの有効活用

- ▶ 公用車や公共施設等への新エネルギーの導入や、農業・窯業での技術の導入を検討するとともに、補助制度の実施や啓発活動等、住民や事業者における新エネルギー利用を支援します。
- ▶ 住民や事業者に対して、省エネルギーの啓発に努め、アイドリングストップや公共交通の利用等、省エネルギーに向けた活動を促すとともに、学校教育や社会教育等の場を活用し、エネルギーに関する学習を進めます。

### ③地球環境保全活動の推進

- ▶ 地球環境保全のために主体的に行動できる人材や団体の育成をめざします。
- ▶ 住民が地球規模の環境問題を身近な問題としてとらえ、常に地球環境を意識した取組を実践できるよう支援します。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 省資源・省エネルギーの生活を実践する。
- ▶ 地球環境問題に関心を持ち、環境学習等へ積極的に参加する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
公共施設における二酸化炭素の排出量※ <sup>1</sup>	2,068 t	1,944 t
新エネルギーを導入している公共施設数※ <sup>2</sup>	7施設	10施設
太陽光発電設置費補助金利用世帯数	55世帯	130世帯

※1 町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量。（役場庁舎など公共施設から排出されるものや、公用車の走行に伴い排出されるものなど）

※2 公共施設に設置されている太陽光発電システムなどの新エネルギー関連設備の数。

### 第3節 快適な生活環境の確保

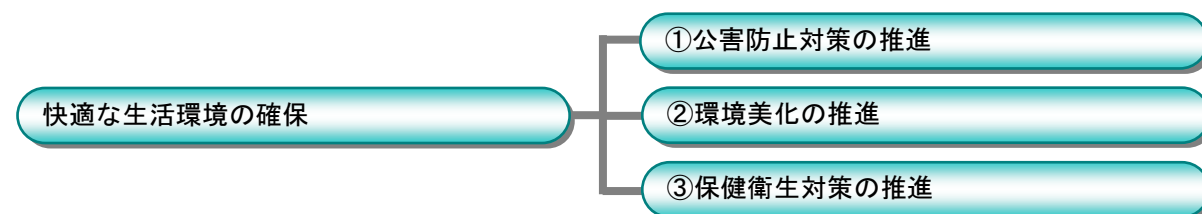
#### ◆ めざすまちのすがた

公害や散乱ごみのないまちで、快適で安全に暮らしています。

#### ◆ まちの現状と課題

- ▶ 工場等を発生源とする産業型の公害だけでなく、生活排水による水質汚濁や自動車排出ガスによる大気汚染、野焼きによるダイオキシン汚染や悪臭・煙害、近隣騒音・振動、化学物質による汚染といった都市生活型の公害が増加するなど、公害問題は多様化しています。
- ▶ まちでは、河川や用水路における水質汚濁や野焼きによる汚染がみられており、関係機関との密接な連携のもと、工場や事業所等に対する立入調査等の監視・指導の強化に取り組み、関係法令の遵守の徹底を図っています。
- ▶ 山林や河川へのごみの不法投棄についても対策が求められている状況にあり、清掃監視員や環境保全協力員による定期パトロール等を実施しているものの、投棄者が後を絶ちません。
- ▶ 良好な生活環境を守るためには、住民一人ひとりのモラルの向上が不可欠であり、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で、生活環境の保全に向けた清掃活動や環境美化教育、監視活動、衛生面への配慮等の取組を進める必要があります。

#### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①公害防止対策の推進

- ▶ 大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭、化学物質汚染等の公害発生源に対して、関係機関との連携のもと、工場や事業所等に対する調査・指導・監視の強化を図ります。
- ▶ 公害・環境問題等、住民から寄せられるさまざまな苦情については、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

### ②環境美化の推進

- ▶ 学校教育や社会教育等、あらゆる場における環境美化教育を通し、住民や事業所等への啓発・マナー向上に努めるとともに、自治会等地域住民による町内美化活動を促進します。
- ▶ 清掃監視員や環境保全協力員、警察等の関係機関の協力を得ながら、ごみの不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。

### ③保健衛生対策の推進

- ▶ 狂犬病予防注射を促進するとともに、ペットの正しい飼い方等の啓発に努めます。
- ▶ 関係機関との連携のもと、害虫等の駆除・発生源対策に努めるとともに、飲食店等、多くの人々が利用する民間事業所の衛生的な環境基準の遵守を促進します。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 騒音等をはじめとする近隣公害を出さないように努める。
- ▶ 不法投棄やポイ捨てを防止するため、周辺環境美化に努める。
- ▶ 動物の飼い主はマナーを守り、周辺環境への配慮に努める。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
年間公害発生件数	45件	40件
年間不法投棄発生件数	360件	340件

## 第4節 景観の保全・形成

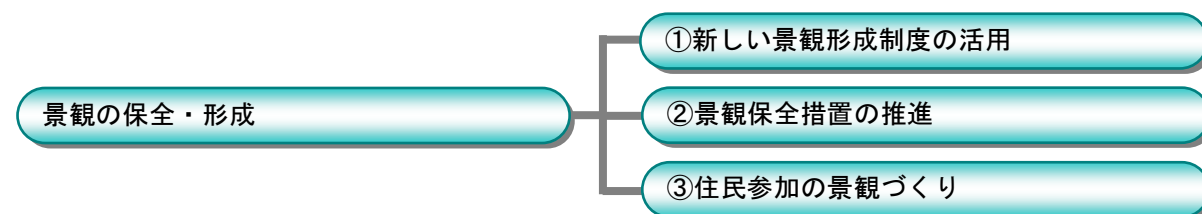
### ◆ めざすまちのすがた

益子らしい落ち着いたうるおいのある景観が保全・創造されています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ 山林や丘陵、河川といった豊かな自然と落ち着いた街並み、歴史・文化的建造物等が織り成す美しい里山風景は、まちの貴重な景観資源であり、良好な景観を守り、活用することは、まち全体のイメージを向上させ、住民のまちへの愛着をはぐくむことにつながります。
- ▶ まちでは、花いっぱい運動、ましこ花の博覧会、里山の整備、屋外広告物の規制等、地域一体となって、益子らしい景観の保全と創造に向けた取組を推進してきました。
- ▶ いつまでも住み続けたい、住んでみたいと思う落ち着いた生活環境を維持、形成するためには、まちの特性である豊かな自然と歴史・文化資源等を活かした景観づくりを、住民や企業、民間団体等と協働で取り組むことが大切です。
- ▶ 今後も引き続き、周囲の景観に調和した公共事業や花を活かした住民主体の活動等を支援するとともに、まちの景観形成の基本指針となる景観計画の策定や景観条例の制定を検討するなど、益子らしい一体感のある景観づくりに向けた取組の推進が求められています。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①新しい景観形成制度の活用

- ▶ まちの景観形成の指針となる景観計画の策定や、規制誘導の根拠となる景観条例の制定、景観地区の設定等を検討します。

### ②景観保全措置の推進

- ▶ 農地や里山、水辺環境の保全に努め、うるおいある自然景観の創造を推進するとともに、神社や屋敷林、史跡、歴史的建造物等、歴史的景観の保全を図ります。
- ▶ 景観に配慮した色彩の採用や、多自然型工法の採用等、周囲の環境と調和した公共事業を推進します。
- ▶ 地域や関係団体等と協力体制を強化し、違法広告物等の撤去に努めます。

### ③住民参加の景観づくり

- ▶ ましこ花の博覧会や、花いっぱい運動等、住民主体の花を活かした景観づくりを促進します。
- ▶ 地区の特色を活かし、自然と調和した景観形成に向け、住民参加による「地区計画」「地区協定」「建築協定」「景観協定」等の導入を検討します。
- ▶ まちの景観づくりに対する住民の意識向上を促します。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 街並みとの調和を意識する。
- ▶ 地域の景観づくり活動に積極的に参加する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（５年後）
花いっぱい運動コンクール参加団体数	37 団体	45 団体



## 第5節 快適な住宅の整備促進

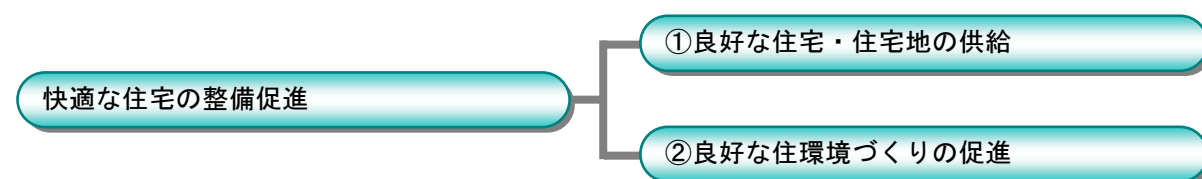
### ◆ めざすまちのすがた

暮らしの基本となる良好な住環境が整備されています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ 少子・高齢化の進行や、人びとの価値観の変化に伴う生活スタイルの多様化の時代を迎え、住宅や住環境を取り巻く状況は大きく変化しており、安心して快適な生活を送るためには、個々の住宅が良質であることはもちろん、住宅周辺においても良好な環境が形成されていることが重要です。
- ▶ まちでは、町営住宅の提供や、住宅の耐震化対策等を実施してきましたが、町営住宅については老朽化が進み、計画的な補修や点検が必要であるとともに、耐震化対策については、耐震診断の実施件数は少ない状況にあり、住民への耐震に関する啓発が重要となっています。
- ▶ 新たな居住者を迎え入れ、定住を促す良質な住宅の供給を図るためには、関係機関等と連携し、適正な宅地開発の促進や開発行為に対する適切な指導等が重要となっており、今後も継続した取組が求められています。
- ▶ 住民の良質な住まいづくりを支援するため、快適な居住環境の形成に向けた良好な住宅開発を促すとともに、災害に強い住宅づくりや、環境への負荷が配慮された住宅、高齢者や障がい者等のニーズに対応した住宅づくり等、住宅の質的向上をめざしていくことが大切です。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①良好な住宅・住宅地の供給

- ▶ 居住水準の維持向上が図られるよう、関係法令・開発事業指導基準等に基づき、事業者等との連携のもと、良好な宅地を供給する計画的かつ適正な宅地開発を促します。
- ▶ 町営住宅の老朽化対策に努めるとともに、民間による良好な賃貸住宅の供給を促進します。
- ▶ 住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう相談体制づくりに努めるとともに、国・県等の各種支援制度の周知を図ります。

### ②良好な住環境づくりの促進

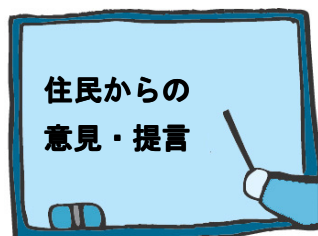
- ▶ 耐震性に関する住民の関心を高め、耐震診断や耐震改修工事を誘導し、安全性の高い住まいづくりを促進します。
- ▶ バリアフリー住宅の普及を促進するとともに、住宅におけるユニバーサルデザイン化への誘導に努めます。また、高齢者専用住宅、ハウスシェアなど、高齢者や障がい者の多様な共同生活施設の設置を促進します。
- ▶ 住宅の整備・設置等にあたっては、省資源・省エネルギー等に配慮した環境負荷の少ない住宅の普及を促進します。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ まちづくりに対する意識を高め、良好な住環境づくりに努める。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
住宅耐震診断補助金利用世帯数	1世帯	5世帯



### ～快適な生活環境の確保について～

- ・ 町のあちこちで物を燃やす家庭が多い。住民の環境に対する意識やモラルが低すぎるので、行政が積極的に働きかける必要がある。
- ・ 県道や通学路沿いの草刈りをもっとすべき。
- ・ 犬のフンをそのままにする人がいる。

### ～景観の保全・形成について～

- ・ 今ある自然を残していかなければならない。
- ・ 里山ボランティア組織の育成や水田オーナー制度をつくる。

### ～快適な住宅の整備促進について～

- ・ 住みやすい、住みたい地区になってきたように感じられる。
- ・ 新しく入れる住宅が少ない。

## 第6節 公園・緑地の整備

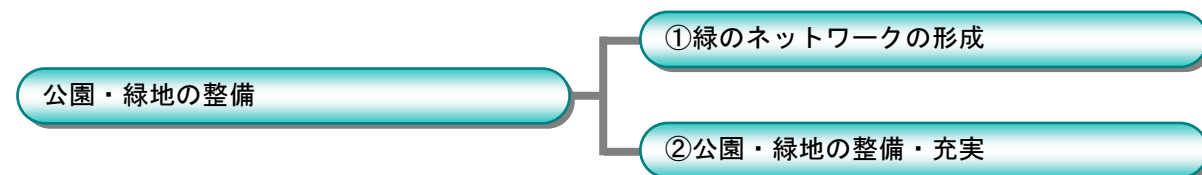
### ◆ めざすまちのすがた

公園・緑地が充実し、これを拠点に緑のネットワークが形成されています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ 公園や緑地は、うるおいやゆとりある生活環境を創出するとともに、住民の健康づくりや憩い、交流の場、また、災害時の避難場所や防災空間としても重要な役割を担っています。
- ▶ まちでは、地域の特性を活かした安心・安全で利用しやすい公園づくりを行うため、地域や学校、関係団体等と連携した公園の整備に取り組むとともに、河川、道路等の緑化を推進し、緑のネットワークの形成を進めてきました。
- ▶ 今後も引き続き、身近なコミュニティの場としての公園の適切な維持・管理に努めるとともに、住民と協働して、公共空間、私的空間における緑化と緑の連続化を推進することが大切です。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①緑のネットワークの形成

- ▶ 森林の造成や森林公園等の整備を図るとともに、町内の緑地環境の整備、道路・街路樹・公園等の公共施設や私的空間等においても緑化を推進し、緑のネットワーク化に努めます。
- ▶ 学校教育や社会教育等との連携のもと、住民の緑化意識の高揚と普及啓発を図り、緑化活動を推進する人材の育成に努めます。

### ②公園・緑地の整備・充実

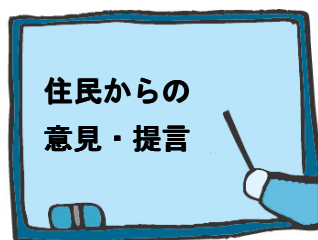
- ▶ 住民や関係団体等の参画による整備を進め、住民のニーズを的確に把握したうえで、地域コミュニティの場として、だれもが安心して利用できる公園づくりを推進します。
- ▶ 既存の公園・緑地の充実を図るとともに、住民との連携のもと、適切な維持管理に努めます。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 公園・緑地等の清掃活動等の維持管理に参加する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
一人あたりの公園緑地面積	15.8 m <sup>2</sup>	16.7 m <sup>2</sup>



### ～公園・緑地の整備について～

- ・ 遊休地に桜を植えて公園化する。
- ・ 活用されていない公園がある。憩える場所の整備をしてほしい。
- ・ 子どもたちが遊べる公園が少なすぎる。

### ～河川・池沼の整備について～

- ・ 河川や池の整備をしてほしい。
- ・ 護岸後の水路を地域で維持管理し、ホタルが住めるような小川をめざす。
- ・ 水質浄化を心掛けるような河川環境事業を実施する。

## 第7節 河川・池沼の整備

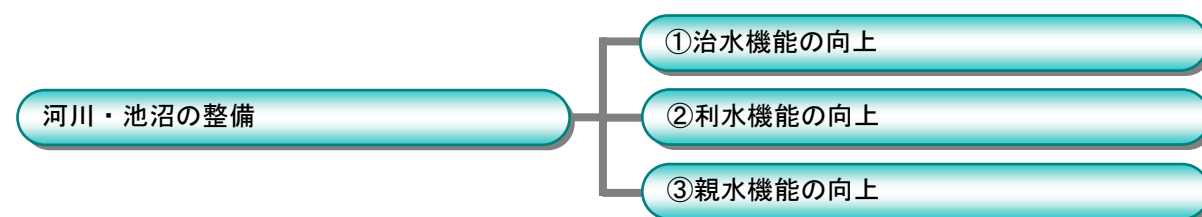
### ◆ めざすまちのすがた

メダカやタナゴが泳ぎ、治水性や利水性、親水性に富んだ、みんなに愛される水環境が形成されています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ まちには、西部の平地を小貝川が南流し、小宅川、大羽川、百目鬼川、ぐみ川等がそれに注いでいます。小貝川沿いには小貝川親水公園が、大羽川上流には堂ヶ入親水公園があります。また、まち南部には親水機能を備えた農業用ダムである大郷戸ダムがあるほか、農業用ため池や用排水路等がまち一円に多数あります。
- ▶ 集中豪雨や台風等による水災害からの被害を防ぐため、効率的な維持・管理・改良を行いながら、総合的な治水対策を図ることが必要です。
- ▶ 河川等は、従来の治水や利水機能のみならず、環境意識の高まり等によって、自然学習やレクリエーションの場等、親水機能の活用が求められています。
- ▶ まちでは「ふるさとの川」として百目鬼川を選定し、環境活動団体等による河川浄化活動や清掃活動が展開されています。
- ▶ 今後はさらに河川等の親水機能を活用し、住民に親しまれる水辺空間の整備を図るとともに、環境活動団体等住民主体の河川美化活動をよりいっそう促進する必要があります。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①治水機能の向上

- ▶ 山間部の保水力の維持・増強と土砂流出等の防止・復旧をめざし、森林の整備・保全を図るとともに、治山事業等を推進します。
- ▶ 河川等の状況を把握し適切な整備や改修を図るなど、計画的な維持・管理および治水機能の向上に努めます。

### ②利水機能の向上

- ▶ 国営芳賀台地農業水利事業等による農業用水の有効な活用に努めます。
- ▶ 住民の協力を得ながら、用排水路の維持・管理に努めます。
- ▶ 河川・水路の水質監視体制を強化し、汚濁源への改善を要請するとともに、維持・管理に努めます。

### ③親水機能の向上

- ▶ 河川等の改修にあたっては、多自然型工法の採用を図るなど、水辺の多様な自然生態系に配慮するとともに、住民が親しみ、自然とふれあえる親水空間の整備を推進します。
- ▶ 住民主体の河川美化活動への支援を強化し、住民と行政が協働した河川の美化や維持・管理に努めます。
- ▶ 学校教育や社会教育で水環境に関する学習の推進に努めるとともに、ふるさとの川委員会等、住民の水環境愛護活動の活性化を図ります。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 河川の美化活動に積極的に参加する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
水質環境基準達成地の割合※	80.0%	90.0%

※町内の河川におけるBOD（生物化学的酸素消費量）の環境基準値の達成地点の割合。

## 第8節 上水道の充実

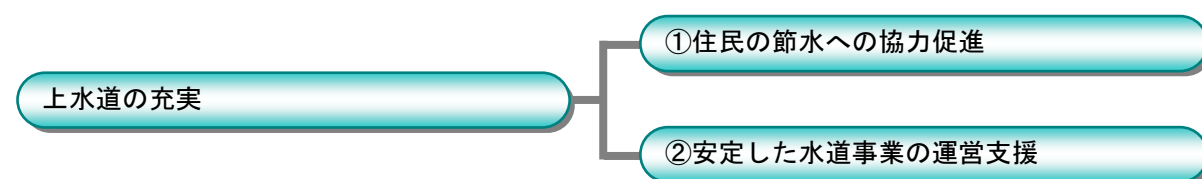
### ◆ めざすまちのすがた

良質な水が安定して供給されています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ まちの上水道は、芳賀中部上水道企業団（益子町・芳賀町・市貝町）が安定的に供給しています。
- ▶ 水の安定供給を行うため、老朽管や老朽施設の改良、更新工事を計画的に進めるとともに、災害に備え、浄・配水場等の基幹施設における耐震化等を行う必要があります。
- ▶ 住民の水道事業に対する理解を深めるとともに、水の大切さをさらに認識してもらうため、広報活動を継続して行うことが重要となっています。
- ▶ 今後も合理的・効率的な事業を展開し、健全で安定した水道経営を図ることが必要です。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①住民の節水への協力促進

- ▶ 住民の水道事業に対する理解を深めるとともに、水の大切さについての意識高揚を図ります。

### ②安定した水道事業の運営支援

- ▶ 安定した水道水の供給を図るため、老朽施設・設備の計画的な改良・更新工事や適切な維持管理等を促進します。
- ▶ 基幹施設の耐震化や給水タンク・応急復旧用資機材の整備、近隣市町との応援体制の強化等、災害時の応急給水体制の充実を促進します。
- ▶ 企業団の安定した事業運営の持続に向け、効率的で健全な水道事業の運営を促進します。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 水の大切さを理解する。
- ▶ 水道管漏水箇所の通報に協力する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
水道普及率	96.5%	99.8%
1人1日あたりの利用水量	372ℓ	337ℓ



## 第9節 下水道の充実

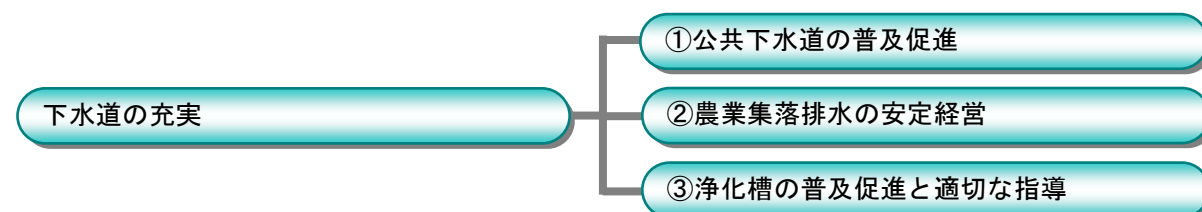
### ◆ めざすまちのすがた

生活排水が浄化され、清らかな河川と快適な居住環境が確保されています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ 公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全のため、地区の特性に応じて公共下水道や農業集落排水の施設の整備、合併処理浄化槽の設置を進めていく必要があります。
- ▶ まちでは、益子・七井の両市街地とその周辺の北中を公共下水道で、長堤上山、小宅、東田井は農業集落排水で、その他の地域は合併処理浄化槽の普及を促進しています。
- ▶ 公共下水道や農業集落排水の施設整備には多額の事業費を要することから、事業の効率化を図りながら、計画的に整備を進める必要があります。また、既存施設については、計画的な改築・更新や維持管理等により延命化を図る必要があります。
- ▶ 公共下水道については、水洗化率が伸び悩んでおり、今後はさらなる住民の理解が得られるような取組が求められています。
- ▶ 公共下水道や農業集落排水の整備計画の区域外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを積極的に推進していくことが求められています。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①公共下水道の普及促進

- ▶ 計画的な下水道整備を進め、下水道の普及をめざすとともに、施設の延命化を図るため、適切な維持管理に努めます。
- ▶ より効率的な下水道整備を実施するため、経営の効率化・合理化を図り、健全経営の確保に努めます。
- ▶ 生活環境の改善と公共用水域の保全を図るため、水洗化を促進します。

### ②農業集落排水の安定経営

- ▶ 水洗化を促進するとともに、施設の延命化により、適切な維持管理に努めます。
- ▶ 使用料の適正化を図るとともに、効率的な事業経営に努めます。

### ③浄化槽の普及促進と適切な指導

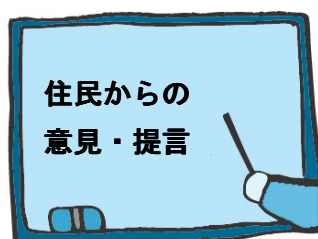
- ▶ 合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、単独処理浄化槽設置世帯に対して、合併処理浄化槽への切り替えについて、引き続き適切な指導に努めます。
- ▶ 合併処理浄化槽の設置者に対し適切な点検・保守管理を指導します。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 公共下水道供用開始区域においては、下水道に接続する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
生活排水処理施設普及率	54.4%	62.1%



### ～下水道の充実について～

- ・ 農業集落排水や浄化槽による家庭排水処理を推進すべき。
- ・ 下水道・集中浄化槽の整備をしてほしい。
- ・ 住宅が密集している地区も公共下水道が整備されていない。

## 第 10 節 資源循環型社会の形成

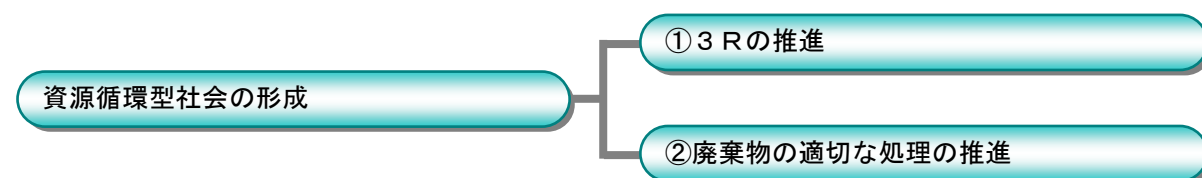
### ◆ めざすまちのすがた

ごみの排出が徹底的に抑制（リデュース）され、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）される資源循環型のまちが形成されています。また、し尿が適切に処理されています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ これまでの大量消費型社会は地球環境の悪化を招いており、今後、持続可能なまちづくりを推進していく観点から、資源循環型社会への転換を図る必要性が高まっています。
- ▶ 住民のリサイクル意識の向上を図るため、地域が主体となる資源リサイクル運動の推進に取り組んでいます。住民や事業者等に 3R を実践するための定期的な啓発を進め、さらなる活動を促進することが必要です。
- ▶ まちに観光で訪れる人びとの増加に伴い、観光客に対してもごみ減量化の啓発活動を推進する必要があります。
- ▶ ごみの収集・処理については、まちでは芳賀郡中部環境衛生事務組合（益子町・市貝町・芳賀町・茂木町）により共同で実施しています。
- ▶ ごみ処理施設については、計画的な維持・更新等による延命化や適正な運転管理を図る必要があります。また、収集体制を充実し、リサイクルシステムの整備を行うことが求められています。
- ▶ し尿の処理については、芳賀地区広域行政事務組合（真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町）にて共同処理が行われており、今後も適正な処理体制の維持を図ることが求められています。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ① 3Rの推進

- ▶ ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）の3R活動を普及促進するため、住民や事業者、観光客に対し情報提供等の働きかけを行うとともに、学校教育や社会教育等を通じて住民一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- ▶ 集団回収による効率的な収集を促すため、地域が主体となる資源リサイクル活動を促進するとともに、事業所における資源リサイクルを推進します。

### ② 廃棄物の適切な処理の推進

- ▶ 芳賀郡中部環境衛生事務組合のごみ処理施設の適正な維持管理に努めます。
- ▶ より安全で効率的なごみ処理体制を構築するため、広域的なごみ処理施設の整備を進めます。
- ▶ 住民ニーズを踏まえた効率的なごみ収集体制の構築を図ります。
- ▶ し尿処理施設の機能状況を点検し、適正な維持管理を図ります。

## ◆ 住民／協働の取組

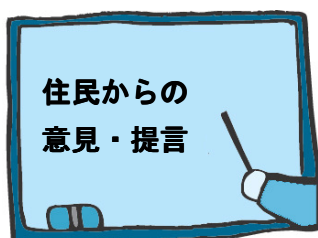
- ▶ 家庭や事業所では資源物の分別徹底を図る。
- ▶ 買い物には買い物袋（マイバッグ）を持参する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
1人1日あたりのごみ排出量 <sup>※1</sup>	600g	540g
資源化率 <sup>※2</sup>	25%	30%

※1 ごみ処理施設で処理されるごみの量を人口と1年間の日数で割った数値。

※2 行政や自治会などが回収して資源化した資源物の量を、資源物を含む益子町全体のごみ量で割った数値。



### ～資源循環型社会の形成について～

- ・まち全体でごみの削減やリサイクルに取り組む。
- ・ごみステーションの設置・管理をする。
- ・住民が使いやすいごみ袋の素材を研究する。
- ・EM発酵液の普及・補助をする。

## 第 11 節 防災体制の充実

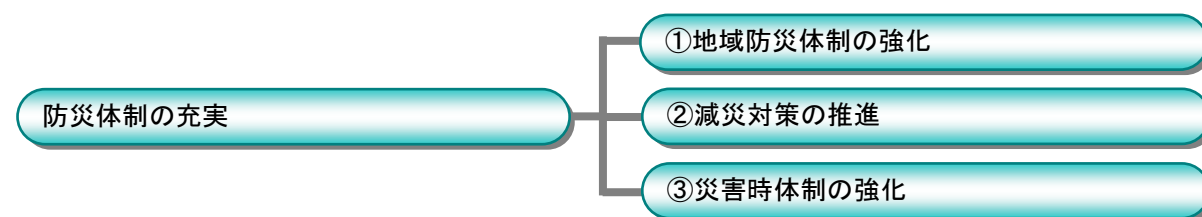
### ◆ めざすまちのすがた

地域ぐるみであらゆる災害に対する予防体制と応急体制が整っています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ まちは自然災害が比較的少ない地域ですが、住民の生命と身体、財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。また、災害時において発生する被害を最小限に抑えるため、あらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていく減災対策が求められています。
- ▶ 自主防災組織の設立はほぼ横ばいの状況となっています。今後はさらに、住民の防災意識の向上を図り、まち全域での自主防災組織の設立を促進するとともに、組織の活性化を支援していく必要があります。
- ▶ 住民一人ひとりによる「自助」、地域社会や自主防災組織などによる「共助」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安心・安全に暮らせるまちづくりを実現することが必要です。
- ▶ 災害発生時に備え、避難場所や避難路の確保、建築物の耐震化等を進めるとともに、備蓄資機材等の充実を図るなど、防災環境の向上に努める必要があります。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①地域防災体制の強化

- ▶ 住民の防災意識の高揚を図るため、住民が参加しやすい防災訓練の実施や広報・ホームページ等による防災に関する知識の浸透に努めます。
- ▶ 地域における防災力の充実を図るため、自主防災組織の設立やその活動に対する支援を行うとともに、事業所の地域防災活動への参加を促進します。
- ▶ 災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地域が一体となった支援体制づくりを推進します。

### ②減災対策の推進

- ▶ 災害情報や避難情報をより迅速かつ的確に伝達できるよう、防災行政無線等の情報伝達体制の整備・充実に努めます。
- ▶ ハザードマップや防災ガイドマップ等の配布を通じて、避難場所や避難路等の周知徹底を図ります。

### ③災害時体制の強化

- ▶ 災害時に地域の実情に応じた避難ができるよう、避難場所や避難路の確保に努めます。
- ▶ 公共施設の耐震化に向けて、耐震診断や耐震改修の実施を図ります。
- ▶ 防災資機材や非常用備蓄食糧等のまちの備蓄を充実し、災害支援活動が円滑に行えるよう努めます。
- ▶ 近隣市町や民間企業等との応援協定を拡充し、災害時の物資・資材の提供、人員派遣等で連携・協力できる体制の充実に努めます。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 災害時に自分ができることを確認し、地域の防災活動に積極的に参加する。
- ▶ 防災用品を備蓄する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
自主防災組織数※	17 団体	30 団体
備蓄食糧数	0食	1,500 食

※地域住民の連携に基づき結成される任意の防災組織。益子町では、主に自治会を単位とした組織づくりを推進しています。

## 第 12 節 消防・救急体制の充実

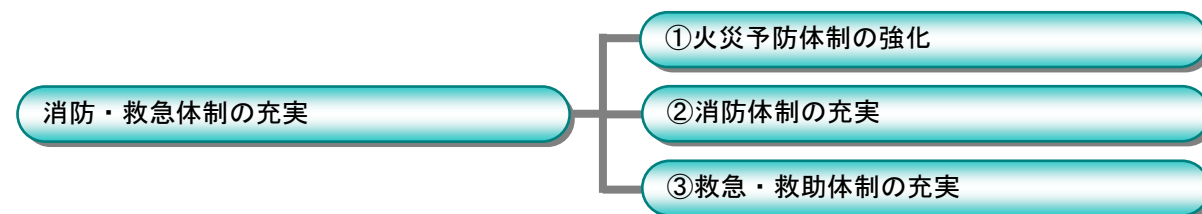
### ◆ めざすまちのすがた

日常の努力に裏付けられた、住民から信頼される消防・救急体制が確立しています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ 生活の変化や都市化の進展、防火対象物の複雑化等により、火災の形態や被害の状況は多様化しています。
- ▶ 火災を未然に防止し被害を最小限に抑えるため、住宅用火災警報器の設置を促すなど、住民の防火意識の向上に努める必要があります。
- ▶ まちでは、消防車両や消防水利等の施設・設備の計画的な更新を行い、消防力の維持・強化を図っています。
- ▶ 地域の消防団や自主防災組織との連携を強化し、地域消防力を向上させることが求められています。
- ▶ 住民や事業所に対して、研修会の開催により、救急救命に関する知識や技術の普及を図りながら、自主救護能力の向上に取り組んでいます。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①火災予防体制の強化

- ▶ 地域の火災予防力を高めるため、広報紙等による情報提供や住民参加の消火・避難訓練の取組を進めるなど、住民の防火意識の啓発を推進します。
- ▶ 高齢者等の災害時要援護者をはじめ、すべての住民を火災から守るため、住宅用火災警報器の普及促進に努め、家庭における防火対策を促進します。

### ②消防体制の充実

- ▶ 火災時の応急対策等が迅速かつ的確に行えるよう、住民・事業者・関係団体および行政の連携による総合的な消防体制の充実を図ります。
- ▶ 計画的な消防職員の育成と資質の向上を図るとともに、消防団員の確保と組織の強化に努めます。
- ▶ 火災等の発生に際し、確実かつ迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材等の整備、防火水槽の増設等による消防水利の充実に努めます。

### ③救急・救助体制の充実

- ▶ 救急救命士の育成や資質の向上を図るとともに、救急・救助資機材の整備に努めます。
- ▶ 医療機関等、関係機関との協力体制の強化を推進します。
- ▶ 多様化・拡大化する救急需要に対応するため、救急車の利用のあり方等について、周知・啓発活動を強化するとともに、救急隊到着までの間に住民等が適切な処置を行えるよう研修会等の実施により応急手当の普及啓発を図ります。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ いざという時のために住宅用火災警報器を設置する。
- ▶ 救命救急研修会や地域で行う消防訓練等に積極的に参加する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
消防団員数	219人	219人
消火栓の設置基数	472基	475基
防火水槽の設置基数	221基	224基



## 第 13 節 防犯体制の充実

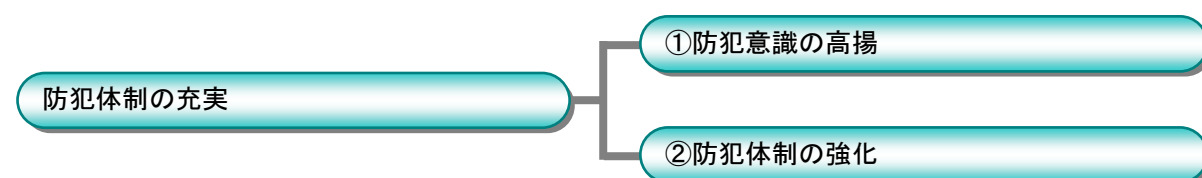
### ◆ めざすまちのすがた

地域ぐるみの防犯体制により、犯罪の少ない明るいまちが実現しています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ 住民が安心して生活していくためには、行政や関係機関が中心となった安全確保のための取組はもちろん、住民一人ひとりや地域が一体となった防犯環境づくりが大切です。
- ▶ 真岡警察署管内におけるまちの刑法犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、全国的には子どもや高齢者を狙った犯罪の増加や犯罪の凶悪化等が見受けられます。このことから住民の犯罪被害に対する不安感を解消する取組が必要です。
- ▶ まちでは、消防団等による防犯パトロールや各種広報活動を実施しています。
- ▶ 少子・高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化等に伴う、地域の犯罪防止機能の低下を防ぐために、今後一層、防犯意識を高め、地域防犯力の向上を図ることが必要です。
- ▶ 犯罪の起こりそうな危険な箇所や自治会から要望のあった箇所については、警察に情報を提供するとともに、防犯灯等の防犯施設の設置を行っています。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①防犯意識の高揚

- ▶ 地域における防犯意識の向上を図るため、警察や地域、関係機関・団体等とのさらなる連携の充実を図るとともに、情報提供や広報啓発活動を推進します。

### ②防犯体制の強化

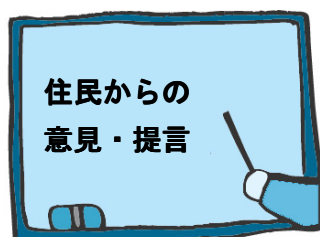
- ▶ 地域における防犯活動の充実を図るために、住民が主体的に行う防犯活動の育成と支援を推進します。
- ▶ 地域の必要性に応じて、防犯灯等の防犯施設の整備充実を図るとともに、適切な管理を推進します。
- ▶ 道路・公園等を整備する場合は、道路・公園等の樹木を剪定・伐採し、死角をつくらないなど、可能な限り防犯に配慮します。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 積極的に地域の防犯パトロールに参加する。
- ▶ 防犯上の死角をつくらないように、自己所有地の管理をする。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
刑法犯罪発生件数	68件	50件
自主防犯活動参加者数	6,968人	7,100人



### ～防犯体制の充実について～

- ・ 地域で昼間でもパトロールを行う。
- ・ 学道の両側の家に「子ども110番」の家になってもらう。
- ・ 街灯・防犯灯の設置・管理をする。
- ・ 警察や地域の人に巡回パトロールをしてもらいたい。

## 第 14 節 交通安全対策の充実

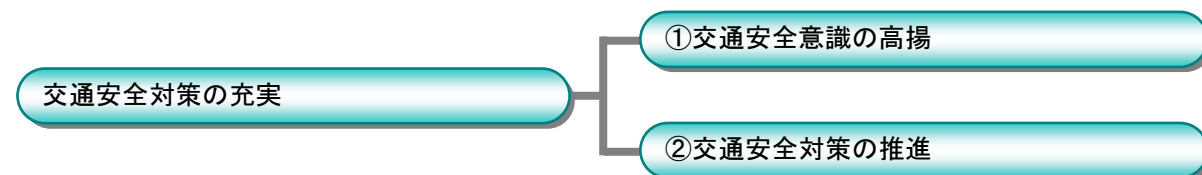
### ◆ めざすまちのすがた

地域ぐるみで交通事故防止に取り組、事故の少ない安全なまちが実現しています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ まちの人口1万人あたりの交通事故発生件数はやや低下していますが、子どもや高齢者が交通事故に巻き込まれるケースが依然多くなっています。
- ▶ まちでは、学校教育や社会教育等と連携した参加体験型の交通安全教育や、関係機関・団体と連携した交通安全運動を実施し、交通安全意識の啓発に取り組んでいます。
- ▶ 住民に対する交通安全意識の啓発は交通安全施策の基本であるため、さらなる意識啓発が求められます。
- ▶ 歩道等の安全確保を図るため、ガードレールを設置するほか、交通事故防止のための、視線誘導標の設置や路面の表示、カーブミラー等の交通安全施設を設置していますが、今後さらに危険箇所については、関係機関と協議のうえで改善を図る必要があります。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①交通安全意識の高揚

- ▶ 警察や事業所、地域等と連携して、交通安全運動を展開し、交通ルールの遵守徹底等、交通安全意識の啓発に努めます。
- ▶ 子どもや高齢者が交通事故に巻き込まれるケースが多くなっているため、各年代に応じた交通安全教育に努めます。

### ②交通安全対策の推進

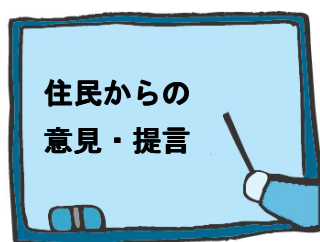
- ▶ ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行い、事故防止に努めます。
- ▶ 積極的に道路診断を実施しながら、わかりやすく効果的な視線誘導標の設置や路面の表示、危険な交差点の改良等、安全に運転できる環境整備に努めます。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ 交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努める。
- ▶ 交通安全教室等に積極的に参加する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
人口1万人あたりの交通事故発生件数	32件	26件



### ～交通安全対策の充実について～

- ・交通量の増加やスピード違反など、危険な道路がある。
- ・小中高生を対象とした自転車走行の指導をしてほしい。
- ・交通安全の注意喚起の看板などを設置する。
- ・高齢者のドライバー一定年制を考えたい。
- ・街灯・ミラーの数が少なすぎる。

## 第 15 節 消費生活の向上

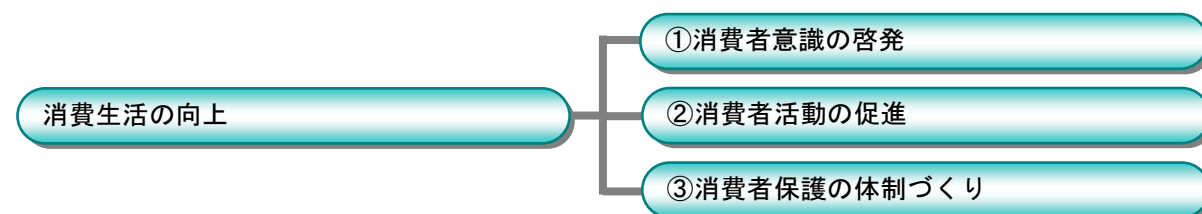
### ◆ めざすまちのすがた

住民一人ひとりが消費生活に正確な知識を持ち、安心して消費活動を行っています。

### ◆ まちの現状と課題

- ▶ インターネットを利用した商取引の普及等、流通システムの多様化等により、消費者を取り巻く消費生活環境はますます複雑化しています。
- ▶ 消費者と事業者では情報量や交渉力等において大きな格差があります。消費者トラブルを未然に防ぐためには、消費者への適切な情報提供を行うことが重要です。
- ▶ 氾濫する情報のなかから必要な情報を自らが選択し、賢い消費生活を送ることができるよう、住民への啓発活動や学習機会の充実に努める必要があります。
- ▶ まちでは、消費生活研究会とともに出前講座で消費生活に関する啓発活動を実施していますが、講座参加者の減少や活動の母体となる研究会の会員数の減少などが課題となっています。
- ▶ 住民が安心した消費生活を送ることができるよう、消費者生活相談体制の充実や消費者団体、関係機関との連携をさらに強化することが必要です。

### ◆ 取組の体系



## ◆ 行政の取組

### ①消費者意識の啓発

- ▶ 消費生活に必要な知識やトラブルの対処法、頻発している問題事例等の情報提供を通して、消費者意識の啓発に努めます。
- ▶ 消費者が自ら必要な情報を選択できるよう、出前講座等により消費生活に関する講座を開催し、学習機会の充実に努めます。

### ②消費者活動の促進

- ▶ 消費生活研究会等、各種消費者グループの育成と活動を促進し、消費者被害の防止に努めます。
- ▶ 計量モニターへの協力を促進し、計量思想の啓発と消費者利益の保護に努めます。

### ③消費者保護の体制づくり

- ▶ 栃木県消費生活センターや多重債務相談センター等と連携しながら、相談・情報提供の充実に努めます。

## ◆ 住民／協働の取組

- ▶ トラブルに巻き込まれない正しい消費者知識を習得する。

## ◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
消費者生活リーダー養成講座修了者数	8人	10人
出前講座等啓発活動件数	2件	4件